

「特別警報」「暴風警報」発表時の対応について

春陽の候、保護者のみなさまにおかれましては、日頃より本校の教育活動にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

新年度が始まるにあたり、警報発令時の登校についてご連絡させていただきます。学校においては、横浜市学校防災計画に準じて「特別警報」「暴風警報」が発表された場合は、次のような扱いとなりますので、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。(この内容は生徒手帳にも記載されております)

横浜市内（神奈川県全域または神奈川県東部または横浜・川崎）に

1 『暴風警報』『大雪警報』『暴風雪警報』が発表された場合

(1) 登校前に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」が発表された場合

午前6時の段階で横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」が発表継続中の場合は、
全市一斉 **「臨時休業」**となります。

(2) 登校前の「暴風警報」を伴わない「大雨警報」「洪水警報」の場合

午前6時に、その他の警報「(大雨警報・洪水警報)」が発令中の場合は、

学校は通常通りの授業となります。

※安全を確認した上で登校します。

※ご家庭で危険と判断された場合は、無理せず登校を見合わせてください。

(3) 登校後に「警報」が発表された場合

授業時間を繰り上げ、安全を確認した上で下校となります。

2 『特別警報』が発表された場合

○在宅中に発表があった場合 → 臨時休業となります。

○登校後に発表があった場合 → 学校に留め置き、保護者の引き取りを待ちます。

【資料】

<「特別警報」とは>

「特別警報」は、予想される現象が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告する新しい防災情報で、警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表されます。「〇〇特別警報」という名称で発表するのは、大雨、暴風、高潮、波浪、大雪、暴風雪の6種類で、地震・津波・噴火については、危険度が非常に高いレベルのものを「特別警報」と位置づけています。